

太陽光発電事業関係の主な法令一覧表

法令	手続	根拠条文等	規制内容	担当窓口	連絡先電話番号
岡山県太陽光発電施設の安全な導入を促進する条例	設置許可申請 設置届出	条例第5条第1項 条例第6条第2項	「設置禁止区域」に例外的に太陽光発電施設を設置する場合は、出力規模にかかわらず、知事による許可が必要です。 「設置に適さない区域」に発電出力50kW以上の施設を設置する場合は、工事に着手する60日前までに、知事への届出が必要です。 <脱炭素社会推進課HP> http://www.pref.okayama.jp/page/619095.html	岡山県環境文化部脱炭素社会推進課	086-226-7297
国土利用計画法	土地売買届出手続	国土利用計画法23条第1項	土地に関する権利の移転または設定後における利用目的等の届出(契約を締結した日から起算して二週間以内に届出)	各市町村国土利用計画法担当部署 岡山市政策局政策部事業政策課	(各市町村に要確認) 086-803-1042
都市計画法	開発許可手続	都市計画法第29条、第42条、第43条	(法第29条) 一定規模以上の開発行為(建築物の建築を目的とした土地の区画形質の変更)を行う場合、開発許可が必要です。 (法第42条) 開発許可を受けた開発区域内で予定建築物以外の建築物を建築する場合、許可が必要です。 (法第43条) 市街化調整区域のうち、開発許可を受けた開発区域以外の区域内に開発行為を伴わずに建築物の建築等を行う場合、許可が必要です。 ※まずは、太陽光発電設備が「建築物」に該当するものであるか建築基準法担当部署に確認してください。	担当エリア:岡山市 岡山市都市整備局住宅・建築部開発指導課 担当エリア:倉敷市 倉敷市建設局都市計画部開発指導課 担当エリア:玉野市 玉野市建設部都市計画課 担当エリア:笠岡市 笠岡市建設部都市計画課 担当エリア:上記以外 岡山県土木部都市局建築指導課開発指導班	086-803-1451 086-426-3485 0863-32-5538 0865-69-2138 086-226-7503
河川法	河川区域占用許可手続 河川(保全)区域内工作物設置許可手続 河川(保全)区域内掘削許可手続	河川法第24条、第26条、第27条、第55条	河川区域内の土地の占用、河川(保全)区域内の工作物の新築・改築等、河川(保全)区域内の掘削・盛土・切土等 ※準用河川については各市町村担当部署に確認してください。	岡山県備前県民局建設部 管理課 岡山県備前県民局建設部 東備地域管理課 岡山県備前県民局建設部 管理課 岡山県備前県民局建設部 井笠地域管理課 岡山県備前県民局建設部 高梁地域管理課 岡山県備前県民局建設部 新見地域管理課 岡山県美作県民局建設部 真庭地域管理課 岡山県美作県民局建設部 管理課 岡山県美作県民局建設部 勝英地域管理課 【中区管内】(倉安川・大堀川) 岡山市中区役所地域整備課 【東区管内】(永江川) 岡山市東区役所地域整備課	086-233-9877 0869-92-5170 086-434-7062 0865-69-1634 0866-21-2854 0867-72-9170 0867-44-3116 0868-23-1437 0868-73-4061 086-901-1633 086-944-5048
港湾法	臨港地区内における行為の届出	港湾法第38条の2第1項	臨港地区内の工場等の活動を自由に放置しておく、港湾の開発、利用及び保全に著しい影響が生ずるおそれがあることから、臨港地区内での工場の新增設等の一定の行為について届出をさせるもの <臨港地区> https://www.pref.okayama.jp/page/detail-92095.html	【水島港・児島港・下津井港】 岡山県備前県民局 水島港湾事務所 【岡山港】 岡山県備前県民局建設部 岡山港管理事務所 【宇野港】 岡山県備前県民局建設部 宇野港管理事務所 【東備港】 岡山県備前県民局建設部 東備地域管理課 【牛窓港】 岡山県備前県民局建設部 管理課 【笠岡港】 岡山県備前県民局建設部 井笠地域管理課	086-444-7144 086-277-5096 0863-31-3211 0869-92-5170 086-233-9877 0865-69-1634
港湾法	港湾区域内の水域又は港湾隣接地域における占用の許可	港湾法第37条第1項	港湾区域の占用等は、港湾の開発又は管理に支障を与えるおそれがあることから、一般的にこれを禁止し、実施に当たっては港湾管理者の許可を必要としたもの	【水島港・児島港・下津井港】 岡山県備前県民局 水島港湾事務所 【岡山港】 岡山県備前県民局建設部 岡山港管理事務所 【宇野港・山田港】 岡山県備前県民局建設部 宇野港管理事務所 【東備港】 岡山県備前県民局建設部 東備地域管理課 【牛窓港】 岡山県備前県民局建設部 管理課 【笠岡港・北木島港】 岡山県備前県民局建設部 井笠地域管理課	086-444-7144 086-277-5096 0863-31-3211 0869-92-5170 086-233-9877 0865-69-1634

法令	手続	根拠条文等	規制内容	担当窓口	連絡先電話番号	
岡山県管理港湾の臨港地区内の区分における構築物の規制に関する条例	港湾法 臨港地区内の区分における構築物の規制	港湾法第40条第1項 岡山県管理港湾の臨港地区内の区分における構築物の規制に関する条例	無秩序な土地利用の回避と臨港地区内の計画的な土地利用、さらには民間事業者を含めた港湾活動の活性化を誘導するため、一定の区域ごとに構築物の用途を規制するもの (それぞれ決められた区分に定められた構築物しか原則建設できない) <臨港地区> https://www.pref.okayama.jp/page/detail-92095.html	【水島港・児島港・下津井港】 岡山県備前県民局 水島港湾事務所	086-444-7144	
				【岡山港】 岡山県備前県民局建設部 岡山港管理事務所	086-277-5096	
				【宇野港】 岡山県備前県民局建設部 宇野港管理事務所	0863-31-3211	
				【東備港】 岡山県備前県民局建設部 東備地域管理課	0869-92-5170	
				【牛窓港】 岡山県備前県民局建設部 管理課	086-233-9877	
				【笠岡港】 岡山県備前県民局建設部 笠岡地域管理課	0865-69-1634	
海岸法	海岸保全区域内の占用許可等	海岸法第7条、第8条、第8条の2	海岸保全区域の占用、海岸保全区域における行為の制限	岡山県備前県民局建設部 管理課	086-233-9877	
				岡山県備前県民局建設部 東備地域管理課	0869-92-5170	
				岡山県備前県民局建設部 笠岡地域管理課	0865-69-1634	
				岡山県備前県民局水島港湾事務所	086-444-7144	
				岡山県備前県民局農地農村計画課第三班 岡山県備前県民局農地農村計画課第一班	086-233-9831(備前) 086-434-7034(備中)	
				漁港関係	岡山県備前県民局建設部 管理課	086-233-9877
					岡山県備前県民局建設部 東備地域管理課	0869-92-5170
					岡山県備前県民局水島港湾事務所 維持管理課	086-444-7144
岡山県備前県民局建設部 笠岡地域管理課	0865-69-1634					
砂防法	砂防指定地内行為許可手続	砂防法第4条 岡山県砂防指定地等管理条例第4条	施設又は工作物の新築、改築、移転又は除却等	岡山県備前県民局建設部 管理課	086-233-9877	
				岡山県備前県民局建設部 東備地域管理課	0869-92-5170	
				岡山県備前県民局建設部 管理課	086-434-7062	
				岡山県備前県民局建設部 笠岡地域管理課	0865-69-1634	
				岡山県備前県民局建設部 高梁地域管理課	0866-21-2854	
				岡山県備前県民局建設部 新見地域管理課	0867-72-9170	
				岡山県美作県民局建設部 真庭地域管理課	0867-44-3116	
				岡山県美作県民局建設部 管理課	0868-23-1437	
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域内の行為許可	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第7条	ため池、用水路その他の急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置又は改造等 <岡山県内急傾斜地崩壊危険区域一覧> https://www.pref.okayama.jp/page/678687.html	岡山県備前県民局建設部 管理課	086-233-9877	
				岡山県備前県民局建設部 東備地域管理課	0869-92-5170	
				岡山県備前県民局建設部 管理課	086-434-7062	
				岡山県備前県民局建設部 笠岡地域管理課	0865-69-1634	
				岡山県備前県民局建設部 高梁地域管理課	0866-21-2854	
				岡山県備前県民局建設部 新見地域管理課	0867-72-9170	
				岡山県美作県民局建設部 真庭地域管理課	0867-44-3116	
				岡山県美作県民局建設部 管理課	0868-23-1437	
地すべり等防止法	地すべり防止区域の開発前許可申請手続	地すべり等防止法第18条	ため池、用排水路その他の地すべり防止施設以外の施設の新築又は改良等 <岡山県内地すべり防止区域一覧> ※箇所名だけの情報であり詳細な位置等は、担当窓口へ確認してください。 (国土交通省所管分) https://www.pref.okayama.jp/page/678674.html (農林水産省農林振興局所管) http://www.pref.okayama.jp/page/detail-88656.html (林野庁所管) http://www.pref.okayama.jp/page/632714.html	国土交通省 所管 地すべり 防止区域	岡山県備前県民局建設部 管理課 (岡山市以外)	086-233-9877
					岡山県備前県民局建設部 東備地域管理課	0869-92-5170
					岡山県備前県民局建設部 管理課 (倉敷市以外)	086-434-7062
					岡山県備前県民局建設部 笠岡地域管理課	0865-69-1634
					岡山県備前県民局建設部 高梁地域管理課	0866-21-2854
					岡山県備前県民局建設部 新見地域管理課	0867-72-9170
					岡山県美作県民局建設部 真庭地域管理課	0867-44-3116
					岡山県美作県民局建設部 管理課	0868-23-1437
					岡山県美作県民局建設部 勝英地域管理課	0868-73-4061
				農林水産省 農林振興局 所管 地すべり 防止区域	岡山市下水道河川局 下水道河川計画課 河川防災室 (倉敷市は該当地区なし)	086-803-1434
					岡山県備前県民局農林水産事業部 農地農村計画課(岡山市以外)	086-233-9829
					岡山県備前県民局農林水産事業部 農地農村計画課(倉敷市以外)	086-434-7034
					岡山県美作県民局農林水産事業部 農地農村計画課	0868-23-1321
					岡山市北区役所農林水産振興課総務係	086-803-1661
					(旧船穂町内) 倉敷市船穂支所産業係 (旧真備町内) 倉敷市真備支所産業課	086-552-5110 086-698-8114
					岡山県備前県民局農林水産事業部 森林整備課(岡山市以外)	086-233-9834
					岡山県備前県民局農林水産事業部 森林整備課(倉敷市以外)	086-434-7061
					岡山県美作県民局農林水産事業部 森林整備課	0868-23-1386
岡山市産業観光局農林水産部 農林水産課 (倉敷市は該当地区なし)	086-803-1346					

法令	手続	根拠条文等	規制内容	担当窓口	連絡先電話番号
景観法			景観計画区域内における一定規模以上の建築物・工作物の新築・改築等の行為の届出		
岡山県景観条例	景観法に基づく届出手続	景観法第16条	http://www.pref.okayama.jp/page/detail-83067.html	岡山県備前県民局地域政策部環境課 (玉野市、備前市、赤磐市、和気町、吉備中央町)	086-233-9806
岡山市景観条例			http://www.city.okayama.jp/iigvosha/0000012350.html	岡山県備中県民局地域政策部環境課 (笠岡市、井原市、総社市、新見市、浅口市、里庄町、矢掛町)	086-434-7066
倉敷市都市景観条例			https://www.city.kurashiki.okayama.jp/40029.html	岡山県美作県民局地域政策部環境課 (美作市、鏡野町、勝央町、西粟倉村、久米南町、美咲町)	0868-23-1227
津山市景観条例			https://www.city.tsuyama.lg.jp/business/index2.php?id=5095	岡山市都市整備局都市・交通部都市計画課都市景観係	086-803-1373
高梁市景観条例			https://www.city.takahashi.lg.jp/soshiki/9/keikankou.html	倉敷市建設局都市計画部都市計画課都市景観室	086-426-3494
瀬戸内市景観条例			https://www.city.setouchi.lg.jp/soshiki/82/3040.html	津山市都市建設部都市計画課	0868-32-2096
真庭市景観条例			https://www.city.maniwa.lg.jp/soshiki/44/2237.html	高梁市産業経済部観光課日本遺産・歴まち推進係	0866-21-0257
早島町景観条例			https://www.town.hayashima.lg.jp/soshiki/kensetsu_norin/gyomu/seisaku_keikaku/kensetsu_norin/1779.html	瀬戸内市産業建設部建築住宅課	0869-22-2649
新庄村景観保存条例				真庭市建設部まちづくり推進課	0867-42-7781
奈義町美しいまちづくり景観条例			https://www.town.nagi.okayama.jp/gyousei/chousei/houshin/keikaku/keikann.html	早島町建設農林課	086-482-0614
農業振興地域の整備に関する法律	農用地区域からの除外手続	農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項	農用地区域内の土地を農用地等以外の用途に供することを目的に農用地区域から除外する場合、次の要件全てを満たす必要があります。 1 農用地等以外に供することが必要かつ適当であつて、農用地区域以外に代替すべき土地がないこと。 2 地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないこと。 3 農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと。 4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと。 5 土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないこと。 6 農業生産基盤整備事業完了後8年を経過しているものであること。	事業実施箇所所在市町村の農業振興地域整備計画担当部署	
農地法	農地転用許可手続等	農地法第4条第1項又は第5条第1項	農地を農地以外のものにするための農地転用許可等(第5条第1項については採草放牧地を採草放牧地以外のものにする場合を含みます。)	事業実施箇所の所在市町村の農地担当部署又は市町村農業委員会	
森林法	林地開発許可手続	【林地開発行為の許可】 森林法第10条の2	地域森林計画対象の民有林における1ha(太陽光発電設備を設置する場合は0.5ha)を超える開発行為	岡山県備前県民局森林企画課 (岡山市、玉野市、瀬戸内市、吉備中央町) 岡山県備前県民局東備地域森林課 (備前市、赤磐市、和気町) 岡山県備中県民局森林企画課 (倉敷市、総社市、早島町) 岡山県備中県民局井笠地域森林課 (笠岡市、井原市、浅口市、里庄町、矢掛町) 岡山県備中県民局高梁地域森林課 (高梁市) 岡山県美作県民局森林企画課 (津山市、真庭市、美作市、新庄村、鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村、久米南町、美咲町) 新見市産業部林業振興課 (新見市)	086-233-9832 0869-92-5166 086-434-7052 0865-69-1631 0866-21-2847 0868-23-1384 0867-72-6134
	伐採及び伐採後の造林の届出手続	【伐採及び伐採後の造林の届出等】 森林法第10条の8	地域森林計画対象の民有林において、1ha(太陽光発電設備の設置を目的とする場合は0.5ha)を超えない開発行為を行う場合、伐採及び伐採後の造林の届出が下記の場合を除いて必要となります。 ※伐採届を要しない場合は以下のとおりです。 1 法令又はこれに基づく処分により伐採の義務のある者が伐採する場合 2 法第10条の2第1項の林地開発許可を受けた者が伐採する場合 3 第10条の15第1項に規定する公益的機能維持増進協定に基づいて伐採する場合 4 森林経営計画において定められている伐採をする場合 5 測量又は実施調査を目的に法第49条第1項の許可を受けて伐採する場合 6 法第188条第3項(立入調査等)の規定に基づいて伐採する場合 7 特用林として市町村長の指定を受けた森林を伐採する場合 8 自家用林として市町村長の指定を受けた森林を伐採する場合 9 火災、風水害その他の非常災害に際し緊急の用に供する必要がある場合 10 除伐する場合 11 その他農林水産省令(規則第14条第1項各号)で定める場合 (ただし、4及び9は別途事後届出が必要) ・「木材の安定供給の確保に関する特別措置法」の認定事業計画に基づき、伐採する場合 ・「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法」の特定間伐等促進計画、認定特定増殖事業計画及び認定特定植栽事業計画に基づき、伐採する場合	伐採箇所の所在市町村伐採届担当部署	
文化財保護法 岡山県文化財保護条例	埋蔵文化財包蔵地での土木工事等届出手続 史跡・名勝・天然記念物指定地の現状変更の許可手続等	・文化財保護法第93条、第96条 ・文化財保護法第125条、文化財保護法施行令第5条 ・岡山県文化財保護条例第35条	・周知の埋蔵文化財包蔵地での開発行為における事前の届出等の手続き及び記録保存処理。 ・史跡等指定地での開発行為における事前の申請等の手続き及び開発抑制。 ・地域を定めずに指定されている特別天然記念物の保護にかかわる開発行為における事前の申請等の手続き及び開発抑制。	・各市町村(教育委員会)文化財担当課(民間、市町村事業) ・県教育庁文化財課(国、県関係機関事業)	県: 086-226-7601 (名勝、天然記念物) 086-226-7602 (史跡、埋蔵文化財)

法令	手続	根拠条文等	規制内容	担当窓口	連絡先電話番号
土壌汚染対策法	土地の形質変更に係る届出手続	土壌汚染対策法第3条第7項、第4条第1項	3,000㎡以上(※)の土地の形質変更を行う場合は、工事着手30日前までに届出(※)法第3条第1項ただし書の確認を受けている土地及び有害物質使用特定施設を設置している工場又は事業場の敷地は900㎡以上	岡山県備前県民局環境課環境保全班	086-233-9806
				岡山県備前県民局環境課環境保全班	086-434-7066
				岡山県美作県民局環境課環境保全班	0868-23-1227
				岡山市環境保全課水質土壌係	086-803-1281
				倉敷市環境政策課水質係	086-426-3391
自然公園法 岡山県立自然公園条例	工作物新築許可申請手続等	特別地域内 …法第20条第3項 …条例第19条第3項 普通地域内 …法33条第1項 …条例第21条第1項	工作物の新築、改築、増築等の場合、特別地域では許可が、普通地域では届出が必要 http://www.pref.okayama.jp/page/332268.html	岡山県備前県民局森林企画課森林保全班(岡山市、玉野市、瀬戸内市、吉備中央町)	086-233-9832
				岡山県備前県民局東備地域森林課(備前市・赤磐市・和気町)	0869-92-5166
				岡山県備前県民局森林企画課森林保全班(倉敷市、総社市、早島町)	086-434-7052
				岡山県備前県民局井笠地域森林課(笠岡市・井原市・浅口市・里庄町・矢掛町)	0865-69-1631
				岡山県備前県民局高梁地域森林課(高梁市)	0866-21-2847
				岡山県備前県民局新見地域森林課(新見市)	0867-72-9169
				岡山県美作県民局森林企画課森林保全班(津山市、真庭市、美作市、新庄村、鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村、久米南町、美咲町)	0868-23-1384
岡山県自然保護条例	岡山県自然環境保全地域、環境緑地保護地域、郷土自然保護地域内での許可申請手続等	岡山県自然保護条例第20条、第22条	工作物の新築、改築、増築等の場合、特別保全地区、特別保護地区では許可が、その他の区域では届出が必要 https://www.pref.okayama.jp/page/573469.html	岡山県備前県民局森林企画課森林保全班(岡山市、玉野市、瀬戸内市、吉備中央町)	086-233-9832
				岡山県備前県民局東備地域森林課(備前市・赤磐市・和気町)	0869-92-5166
				岡山県備前県民局森林企画課森林保全班(倉敷市、総社市、早島町)	086-434-7052
				岡山県備前県民局井笠地域森林課(笠岡市・井原市・浅口市・里庄町・矢掛町)	0865-69-1631
				岡山県備前県民局高梁地域森林課(高梁市)	0866-21-2847
				岡山県備前県民局新見地域森林課(新見市)	0867-72-9169
岡山県自然保護条例	自然保護協定締結	・条例第34条 ・規則第33条	10ha以上の開発行為 http://www.pref.okayama.jp/page/355135.html	岡山県環境文化部自然環境課自然保護班	086-226-7309
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	国内希少野生動植物種の捕獲等の許可手続 生息地等保護区の管理地区内等における行為許可等手続	捕獲等の許可手続…法律第10条第2項 行為許可等手続…法律第37条第5項	捕獲等の許可手続…国内希少野生動植物種の捕獲や採取を行う場合は、環境大臣の許可又は届出が必要 行為許可等手続…国内希少野生動植物種の生息・生育地を保護している場所では、各種の開発行為が規制されており、開発行為を行う場合は、環境大臣の許可又は届出が必要 http://www.env.go.jp/nature/kisho/hozen/hozonh.o.html	環境省 中国四国環境事務所	086-223-1561
岡山県希少野生動植物保護条例	指定希少野生動植物種の捕獲等の許可手続 生息地等保護区の管理地区内等における行為許可等手続	捕獲等の許可手続…条例第13条第2項 行為許可等手続…条例第19条第5項、20条第1項	捕獲等の許可手続…指定希少野生動植物種の捕獲や採取を行う場合は、知事の許可が必要 行為許可等手続…指定希少野生動植物種の生息・生育地を保護している場所では、各種の開発行為が規制されており、開発行為を行う場合は、知事の許可又は届出が必要 http://www.pref.okayama.jp/page/312993.html	岡山県環境文化部自然環境課自然保護班	086-226-7309
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	特別保護地区内における行為許可手続	法第29条	・工作物の新築等、水面の埋め立て、木竹の伐採をする場合は、許可が必要	岡山県備前県民局森林企画課森林保全班	086-233-9832
				岡山県備前県民局東備地域事務所地域森林課	0869-92-5166
				岡山県備前県民局森林企画課森林保全班	086-434-7052
				岡山県備前県民局井笠地域事務所地域森林課	0865-69-1631
				岡山県備前県民局高梁地域事務所地域森林課	0866-21-2841
岡山県備前県民局新見地域事務所地域森林課	0867-72-9169				
岡山県美作県民局森林企画課森林保全班	0868-23-1384				
環境影響評価法	環境影響評価手続	法第2条第2項第1号ホ 施行令第1条 施行令別表第1の第1欄第5に掲げる事業の種類のうち第2欄ル及びびにに掲げる事業に該当	太陽電池発電所の設置又は変更の工事の事業であって、以下の要件に該当する場合は手続きが必要 ・第一種事業：4万kW以上 ・第二種事業：3万kW以上4万kW未満	経済産業省 商務情報政策局 産業保安グループ 電力安全課	03-3501-1742
岡山県環境影響評価等に関する条例	環境影響評価手続	条例第2条第2項ホ 条例施行規則第2条 条例施行規則別表第1の第1欄第5に掲げる事業の種類のうち第2欄木及びへに掲げる事業に該当	太陽電池発電所を設置又は変更の工事の事業であって、土地の区画形質の変更を行う区域の面積又は樹木の伐採等を行う区域の面積が、以下の要件に該当する場合は手続きが必要 ・設置工事：20ha以上 ・変更工事：20ha以上増加するもの	岡山県環境文化部環境企画課	086-226-7299
岡山市環境影響評価条例	環境影響評価手続	条例第2条第2項第5号 条例施行規則第2条 条例施行規則別表第1の第1欄第5に掲げる事業の種類のうち第2欄(5)に掲げる事業に該当	土地の形状を変更し、又は樹木の伐採等を行う区域の面積が以下の要件に該当する場合は手続きが必要 A地域※：20ha以上、B地域※：10ha以上、C地域※：5ha以上 ※ A地域…市街化区域(C地域を除く) B地域…市街化区域以外の区域(C地域を除く) C地域…国立公園、国定公園、県立自然公園、原生自然環境保全地域、自然環境保全地域、環境緑地保護地域、郷土記念物、生息地等保護区、鳥獣保護区、貴重野生生物保護区の区域	岡山市環境局環境部環境保全課自然保護係	086-803-1284

法令	手続	根拠条文等	規制内容	担当窓口	連絡先電話番号				
岡山市環境保全条例	環境配慮事項届出手続	条例第29条の11 条例施行規則第3条の2の8 条例施行規則別表第3	共生地区内で開発事業を行う場合、その事業規模が1ha以上ある場合は手続きが必要 ※非常災害のために必要な応急措置として行う行為又は環境影響評価法、岡山県環境影響評価等に関する条例若しくは岡山市環境影響評価条例の対象事業を除く。	岡山市環境局環境部環境保全課自然保護係	086-803-1284				
消防法	危険物取扱所設置等許可届出手続	消防法第11条 (危険物の規制に関する政令第6条)	危険物施設に太陽光発電設備を設置する場合の(変更)許可等	岡山市、吉備中央町	岡山市北消防署予防係 086-226-1119 岡山市西消防署予防係 086-256-1119 岡山市中消防署予防係 086-275-1119 岡山市東消防署予防係 086-942-9119 岡山市南消防署予防係 086-262-0119				
				倉敷市、早島町、旧金光町	倉敷市消防局危険物保安課 086-426-1195 倉敷消防署予防係 086-422-0119 水島消防署予防保安係 086-444-1190 児島消防署予防係 086-473-1190 玉島消防署予防係 086-522-3515				
				津山市、鏡野町、勝央町、奈義町、美咲町、久米南町	津山圏域消防組合消防本部 予防課危険物係 0868-31-1261				
				玉野市	玉野市消防本部 予防課危険物係 0863-31-5712				
				笠岡市、浅口市、里庄町	笠岡地区消防組合消防本部 予防課危険物係 0865-63-7121				
				井原市、矢掛町	井原地区消防組合消防本部 予防課 0866-62-9402				
				総社市	総社市消防本部 予防課 0866-92-8343				
				高梁市	高梁市消防本部 予防課査察指導係 0866-21-0121				
				新見市	新見市消防本部 予防課危険物係 0867-72-2119				
				備前市、和気町	東備消防組合消防本部 警防課予防係 0869-64-1127				
				真庭市、新庄村	真庭市消防本部 予防課危険物係 0867-42-1190				
				美作市、西粟倉村	美作市消防本部 予防課危険物係 0868-72-2602				
				赤磐市	赤磐市消防本部 予防課危険物係 086-955-2246				
				瀬戸内市	瀬戸内市消防本部 予防課危険物係 0869-22-1493				
				振動規制法	特定施設設置届出手続 特定建設作業実施届出手続	振動規制法第6条第1項 振動規制法第14条第1項	圧縮機等の特定施設の設置 くい打機、ブレーカーなどを使用する特定建設作業の実施	※担当窓口の記載がない町村は、振動・騒音に係る指定区域がありません。	
								岡山市環境保全課 086-803-1280	
								倉敷市環境政策課 086-426-3391	
津山市環境生活課 0868-32-2055									
玉野市環境保全課 0863-32-5520									
笠岡市環境課 0865-62-3805									
井原市環境企画課 0866-62-9515									
総社市環境課 0866-92-8339									
高梁市環境課 0866-21-0259									
新見市環境課 0867-72-6124									
備前市環境課 0869-64-1822									
瀬戸内市生活環境課 0869-22-1899									
赤磐市環境課 086-955-5347									
真庭市環境課 0867-42-1113									
美作市くらし安全課 0868-72-5202									
騒音規制法	特定施設設置届出手続 特定建設作業実施届出手続	騒音規制法第6条第1項 騒音規制法第14条第1項	空気圧縮機等の特定施設の設置 くい打機、さく岩機などを使用する特定建設作業の実施 https://www.pref.okayama.jp/page/detail-67099.html					笠岡市環境課 0865-62-3805	
								井原市環境企画課 0866-62-9515	
				総社市環境課 0866-92-8339					
				高梁市環境課 0866-21-0259					
				新見市環境課 0867-72-6124					
				備前市環境課 0869-64-1822					
				瀬戸内市生活環境課 0869-22-1899					
				赤磐市環境課 086-955-5347					
				真庭市環境課 0867-42-1113					
				美作市くらし安全課 0868-72-5202					
				浅口市環境課 0865-44-9043					
				和気町住民課 0869-93-1125					
				早島町環境上下水道課 086-482-0617					
				里庄町住民課 0865-64-3112					
				矢掛町住民課 0866-82-1011					
				勝央町健康福祉部 0868-38-7102					
				久米南町税務住民課 086-728-2115					
美咲町住民課 0868-66-1114									
吉備中央町住民課 0866-54-1316									
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	土地形質変更届出手続	法第15条の19	指定区域(廃棄物が地下にある土地で政令で定めるもの)内において土地の形質変更をしようとする者に、着手30日前までの届出義務を課すもの <廃棄物処理法に基づく指定区域について(県所管分)> https://www.pref.okayama.jp/page/553046.html	岡山県備前県民局環境課廃棄物対策班 岡山県備前県民局環境課廃棄物対策班 岡山県美作県民局環境課廃棄物対策班 岡山市環境局環境部産業廃棄物対策課 倉敷市環境リサイクル局リサイクル推進部産業廃棄物対策課 一般廃棄物対策課	086-233-9805 086-434-7007 0868-23-1243 086-803-1303 086-426-3385 / 086-426-3375				
漁港及び漁場の整備等に関する法律	漁港区域内の占用許可等	漁港及び漁場の整備等に関する法律第39条	水域又は公共空地における工作物の建設若しくは改良等	岡山県備前県民局建設部 管理課	086-233-9877				
				岡山県備前県民局建設部 東備地域管理課	0869-92-5170				
				岡山県備前県民局水島港湾事務所 維持管理課	086-444-7144				
				岡山県備前県民局建設部 井笠地域管理課	0865-69-1634				

法令	手続	根拠条文等	規制内容	担当窓口	連絡先電話番号
道路法	道路の占用許可手続	道路法第32条等	許可基準を満たす物件について道路管理者の許可を受けること。	岡山県備前県民局建設部 管理課 岡山県備前県民局建設部 東備地域管理課 岡山県備中県民局建設部 管理課 岡山県備中県民局建設部 井笠地域管理課 岡山県備中県民局建設部 高梁地域管理課 岡山県備中県民局建設部 新見地域管理課 岡山県美作県民局建設部 真庭地域管理課 岡山県美作県民局建設部 管理課 岡山県美作県民局建設部 勝英地域管理課	086-233-9835 0869-92-5170 086-434-7062 0865-69-1634 0866-21-2854 0867-72-9170 0867-44-3116 0868-23-1437 0868-73-4061
	道路法に基づく車両制限	道路法第47条等	制限値を越える車両を通行させようとするときは、道路管理者から特殊車両の通行許可を受ける必要がある。	岡山県備前県民局建設部 管理課 岡山県備前県民局建設部 東備地域管理課 岡山県備中県民局建設部 管理課 岡山県備中県民局建設部 井笠地域管理課 岡山県備中県民局建設部 高梁地域管理課 岡山県備中県民局建設部 新見地域管理課 岡山県美作県民局建設部 真庭地域管理課 岡山県美作県民局建設部 管理課 岡山県美作県民局建設部 勝英地域管理課	086-233-9835 0869-92-5170 086-434-7063 0865-69-1634 0866-21-2854 0867-72-9170 0867-44-7567 0868-23-1437 0868-73-4061
宅地造成等規制法	宅地造成に関する工事の許可申請手続	宅地造成等規制法第8条、第15条	(法第8条) 宅地造成工事規制区域内において一定の宅地造成に関する工事を行う場合、許可を受ける必要があります。 (法第15条) 法第8条の許可を要しない一定の工事を行う場合、届け出が必要です。	担当エリア:備前市の一部 岡山県備前県民局建設部東備地域管理課 担当エリア:井原市の一部 岡山県備中県民局建設部井笠地域管理課 担当エリア:津山市の一部、美咲町の一部 岡山県美作県民局建設部管理課 担当エリア:美作市の一部、勝央町の一部 岡山県美作県民局建設部勝英地域管理課 担当エリア:岡山市の一部 岡山市都市整備局住宅・建築部開発指導課 担当エリア:倉敷市の一部 倉敷市建設局都市計画部開発指導課 担当エリア:玉野市の一部 玉野市建設部都市計画課 担当エリア:笠岡市の一部 笠岡市建設部都市計画課	0869-92-5170 0865-69-1634 0868-23-1437 0868-73-4061 086-803-1451 086-426-3485 0863-32-5538 0865-69-2138
建築基準法	建築確認	建築基準法第6条、第88条	(法第6条) 太陽光発電設備の架台下の空間を屋内的用途に供する場合、確認申請が必要となる場合があります。 (法第88条) 架台下の空間を屋内的用途に供しない場合でも、高さが4mを超える場合は、確認申請が必要となります。(ただし電気事業法において安全性が担保されている場合は除く。)	担当エリア:備前市、瀬戸内市、赤磐市、和気町、吉備中央町 岡山県備前県民局建設部管理課建築指導班 担当エリア:井原市、高梁市、浅口市、早島町、里庄町、矢掛町 岡山県備中県民局建設部管理課建築指導班 担当エリア:真庭市、美作市、新庄村、鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村、久米南町、美咲町 岡山県美作県民局建設部管理課建築指導班 担当エリア:岡山市 岡山市都市整備局住宅・建築部建築指導課 担当エリア:倉敷市 倉敷市建設局建築部建築指導課 担当エリア:津山市 津山市都市建設部都市計画課 担当エリア:玉野市 玉野市建設部都市計画課 担当エリア:笠岡市 笠岡市建設部都市計画課 担当エリア:総社市 総社市建設部建築住宅課 担当エリア:新見市 新見市建設部都市整備課 担当エリア:以下、岡山県全域(指定確認検査機関) 岡山県建築住宅センター(株) 日本ERI(株)岡山支店 ハウスプラス中国住宅保証(株)岡山支店 株式会社日本住宅評価センター岡山事務所	086-233-9847 086-434-7160 0868-23-1260 086-803-1446 086-426-3501 0868-32-2099 0863-32-5538 0865-69-2141 0866-92-8289 0867-72-6118 086-243-3266 086-242-5515 086-236-1344 086-221-8885
岡山県県土保全条例	開発許可の申請手続 事前協議の申出手続 (10ha以上の場合)	(事前協議) ・条例第4条第1項、規則第2条 (許可申請) ・条例第5条、規則第3条	・1ha以上の開発行為(太陽光発電設備の基礎打ち等)の許可申請 (10ha以上は事前協議が必要) http://www.pref.okayama.jp/page/424143.html	岡山県備前県民局 地域づくり推進課市町村連携班 (玉野市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、和気町、吉備中央町) 岡山県備中県民局 地域づくり推進課市町村連携班 (倉敷市(10ha以上)、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、浅口市、早島町、里庄町、矢掛町) 岡山県美作県民局 地域づくり推進課市町村連携班 (津山市、真庭市、美作市、新庄村、鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村、久米南町、美咲町)	086-233-9803 086-434-7004 0868-23-1214
岡山市埋立行為等の規制に関する条例	1,000平方メートル以上の埋立行為(土砂による土地の埋立て、盛土その他の土地の土砂のたい積)及び土砂の採取	第7条	・埋立行為等の許可申請 https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000003188.html	岡山市都市整備局開発指導課開発指導係	086-803-1451
倉敷市埋立行為等の規制に関する条例	0.1ha以上10ha未満の一団の土地における埋立行為等	第6条	・埋立行為等の許可申請 http://www.city.kurashiki.okayama.jp/dd.aspx?menuid=11266	倉敷市建設局都市計画部開発指導課	086-426-3485
備前市生活環境と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例	出力50Kw以上の太陽光発電設備の設置の届出		・近隣住民、地域住民への説明会 ・工事の着手の60日前までに届出 https://www.city.bizen.okayama.jp/soshiki/20/879.html	備前市都市整備部都市計画課	0869-64-1834

法令	手続	根拠条文等	規制内容	担当窓口	連絡先電話番号
赤磐市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例	発電出力20kW以上の太陽光発電設備に適用 着手の60日前までに市長との協議が必要(発電出力50kW以上の太陽光発電設備) (ただし、太陽光発電設備を建築物に設置するときは除外)	(適用範囲) ・第6条(協議等) ・第9条(工事の着手等の届出) ・第11条	・抑制地域の指定 ・市長と協議(事前協議書の提出が必要) ・工事の着手等の届出 www.city.akaiwa.lg.jp/kurashi/gomi/saisei/5497.html	赤磐市市民生活部環境課	086-955-5347
真庭市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例	500平方メートル以上の土地への事業、かつ、高さ13メートル超の事業の届出手続	第8条、第9条	・抑制地域の指定 ・住民等への説明会 ・事業の着手等の届出及び同意 http://www.city.maniwa.lg.jp/soshiki/44/2236.html	真庭市建設部まちづくり推進課	0867-42-7781
美作市特定太陽光発電事業に係る地域社会に対する影響評価条例	(ア)事業に着手しようとする日の90日前までに届出 (イ)事業に着手しようとする日の60日前までに届出	第5条	(ア)太陽光パネルの最大出力の合計値が、1メガワット以上の大規模太陽光発電設備設置事業 (イ)事業区域の全部又は一部に、告示で定める区域が該当する事業(太陽光パネルの最大出力の合計値が10キロワット以上のものに限る。)	美作市企画振興部企画情報課	0868-72-6631
勝央町開発事業の調整に関する条例	設置区域の面積が1,000平方メートル以上の太陽光発電設備の設置等	第4条	設置区域の土地の面積の合計が1,000平方メートル以上であるもの、又は施工済み若しくは施工中の設置事業と一体をなすと認められる設置事業で、その設置区域の土地の面積の合計が1,000平方メートル以上となる太陽光発電設備設置等の再生可能エネルギー事業については、あらかじめ、町長に当該事業の目的、規模その他町長が定める事項について届け出る必要があります	勝央町産業建設部	0868-38-3113
奈義町生活環境等と太陽光発電設備との調和に関する条例	発電出力20kW以上の太陽光発電設備に適用(ただし、太陽光発電設備を建築物に設置するときは除外)	第7条	・地区、事業区域の近隣関係者、地域住民への説明(発電出力50キロワット以上の太陽光発電設備を設置しようとするときは、事業区域の所在する地区長を通じて、地区民を対象とした事業説明会の開催必要) ・工事の着手の60日前までに協議が必要	奈義町 情報企画課	0868-36-4126
和気町太陽光発電設備の適正な設置に関する条例	設置届出(着手の60日前までに届出)	第6条	発電出力が50キロワット以上の太陽光発電設備を設置する事業等(実質的に同一の事業主が実質的に同一と認められる場所で、複数の太陽光発電設備を設置する事業等であって、当該総発電出力が50キロワット以上となるもの又は既に完了している事業等若しくは施工中の事業等の太陽光発電設備の変更等を行う事業であって、当該変更後の発電出力が50キロワット以上となるものを含む。)に適用する。ただし、建築物に太陽光発電設備を設置する場合を除く。	産業建設部 都市建設課	0869-93-1127

※ 太陽光発電事業に関する法令は、上記の一覧表に記載したものが全てとは限りません。必ず事業を行う者自身の責任で確認してください。
特に、一定規模以上の土地の形質変更等を行う際には、上記の一覧表に記載したもののほか、市町村の条例・要綱等による手続が必要な場合がありますので、注意してください。